

仕 様 書

- 1 貸付けを行う物件 物件番号 18
- | | | | |
|------------|------------------|-----------|-----------------------|
| (1) 所 管 課 | <u>消防局総務課</u> | (2) 位 置 図 | <u>No.18</u> |
| (3) 貸付財産名称 | <u>鶴賀消防署東部分署</u> | (4) 所 在 地 | <u>長野市大字南長池299-17</u> |
| (5) 設置場所 | <u>1階出動準備室</u> | (6) 販売品目 | <u>清涼飲料水</u> |

2 自動販売機の仕様

(1) 大きさ

自動販売機（回収ボックス等を含む）は、「位置図・配置図」において示す設置箇所の貸付対象範囲を超えない範囲の大きさとすること。

(2) 環境対策

省電力やノンフロン対応など、環境負荷を低減した自動販売機の設置に努めること。

開庁日の勤務時間外及び休庁日については、できるだけ自動販売機の照明を消灯すること。

3 販売商品の種類

清涼飲料水（缶・ペットボトル）スポーツ飲料・炭酸飲料を含めること。

4 自動販売機の設置及び管理・運営上の遵守事項等

(1) 設置

① 設置する自動販売機の電気使用量を測定する子メーターを設置すること。

なお、設置に当たっては、長野市の指示に従うこと。

② 自動販売機の設置に当たっては、据付面を十分に確認した上で、地震や悪戯による転倒防止等の安全対策として、J I S規格を遵守した措置を講じること。

また、業界自主基準も参考に安全対策に努めること。

③ 動作確認など初期稼動に関する点検・テストは自動販売機設置者が行うこと。

(2) 管理運営上の遵守事項

① 商品の補充、売上金の回収、釣り銭の補充等は設置者（借受者）及び維持管理者（維持管理業務を維持管理者が行うこととした場合に限る。）の責任において行うとともに、常に商品の賞味期限に注意し、適切な在庫・補充管理を行うこと。

② 食品衛生について、商品販売に必要な営業許可を受けるとともに、関係法令を遵守し、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行い、業界自主基準も参考に衛生管理に万全を期すること。

③ 使用済容器の回収ボックスは、原則として自動販売機1台に1個以上の割合で貸付面積を超えない範囲で設置し、回収ボックスから使用済み容器が溢れたりすることがないように、設置場所周辺の清掃等、適切な維持管理を行い、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等関係法令に基づいて適切に処理すること。

- ④ 定期的に点検等保守業務を行い維持に努めるほか、自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情等については設置者の責任において対応するとともに、本体に連絡先を分かりやすい場所に明記すること。
- ⑤ 商品の搬入・搬出、廃棄物の搬出等を行う時間及び経路については、長野市の指示に従うこと。
- ⑥ デザインは、公序良俗に反しないものとし、著しく華美なものでないこと。
- ⑦ 長野市が承認した場合を除き、自動販売機で販売する商品に関係のない広告等を表示しないこと。
- ⑧ 物件ごとに月別売上数量、売上金額を集計し、長野市が指定する期限までに報告すること。
- ⑨ 財産管理者が承諾する場合を除き、自動販売機を設置及び管理・運営する権利を第三者に譲渡、転貸又はこれらに類する行為をすることはできない。
- ⑩ 自動販売機を設置及び管理・運営する権利を担保にすることはできない。
- ⑪ 別に定める「災害時における飲料水の供給に関する仕様書」に記載のとおり、災害時の飲料水提供等の社会貢献事業が可能であること。

以上のことを遵守すること。なお、長野市の責めによることが明らかな場合を除き、盗難事故や破損事故等に関して、長野市は一切の責任を負わない。

5 原状回復

設置者は、契約期間が満了又は契約が取り消された場合は速やかに原状回復すること。なお、原状回復に際し、設置者は一切の補償を長野市に請求することができない。

6 設置及び管理運営業務責任者の届出

設置及び管理運営業務責任者届出書（別紙10）を契約締結時に届け出ること。

7 売上状況等の報告

本件賃貸借に係る自動販売機の売上状況を、下記のとおり、自動販売機売上実績報告書（様式11）により報告すること。

(1) 報告内容

所在地、行政財産の名称、貸付面積の表記及び月ごとの本数、売上金額

(2) 報告期限

区分	報告期限
4月分から 6月分	8月1日
7月分から 9月分	11月1日
10月分から 12月分	2月1日
1月分から 3月分	5月1日

《参考データ（前年度実績）》

（今後の売上を保証するものではありません。）

物件 番号	署所名	配置職員数	日勤者数	当直勤務者数	電気料 (平成 28 年度)	売上実績 (平成 28 年度)
1	鶴賀消防署 東部分署	23人	1人	7人	38,292円	508,080円

災害時における飲料水の供給に関する仕様書

長野市消防局を甲とし、行政財産借受人（自動販売機設置業者）を乙とし、災害時における飲料水の提供に関して、この仕様書に定める仕様に従うものとする。

- 1 長野市消防局管内に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、かつ、長野市災害対策本部が設置された場合において、飲料水を調達する必要があると認めるときは、甲は、乙に対して飲料水の供給を要請し、乙は、当該要請に基づき飲料水を供給する。

なお、飲料水を調達する必要があると認められるときとは、次に掲げる場合をいう。

- (1) 災害による断水又は避難等により、被災した住民に飲料水を提供する必要があるとき。
- (2) 災害対応に従事する者に飲料水を提供する必要があるとき。
- (3) その他、甲が必要と求めるとき。ただし、この場合において、甲は乙に対し、要請の前に協議を行うものとする。

- 2 乙が甲の要請に基づき供給する飲料水及びその対価は、次のとおりとする。

- (1) 乙は、当該契約により設置した災害対応型自動販売機内の飲料水を、甲に無償提供する。
- (2) 乙が設置した災害対応型自動販売機内の飲料水を使用しても、甲が必要とする飲料水が不足する場合には、甲、乙協議の上、飲料水をできる限り甲が指定する場所へ搬送し、無償提供する。

- 3 甲が乙に飲料水の提供要請を行うときは、別に定める要請書等により行うものとする。

ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法により要請し、後日要請書を送付することとする。

また、大規模災害等により通信手段が途絶し、甲から乙への連絡が不能となったときは、要請を行うことなく飲料水を使用することが出来るものとする。ただし、通信が復旧した後、速やかに連絡を行い、要請書等も提出するものとする。

- 4 乙は、甲に対して災害対応型自動販売機の開錠用として手動の鍵を預け対応するものとする。

なお、甲が乙から受領した鍵を紛失した場合には、直ちに乙に連絡するとともに、甲の負担により鍵交換を実施するものとする。